

新潟県条例第34号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（警備業法関係手数料）</p> <p>第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第7条第1項の認定の有効期間の更新を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表101の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）</p> <p>第11条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）<u>第4条の規定による認定を受けようとする者は、1件につき標準政令本則の表106の項の下欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。</u></p> | <p style="text-align: center;">（警備業法関係手数料）</p> <p>第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第5条第5項の認定証の再交付を受けようとする者 1件につき2,000円</u></p> <p><u>(3) 法第7条第1項の認定証の有効期間の更新を受けようとする者 1件につき2万3,000円</u></p> <p><u>(4) 法第11条第3項の認定証の書換えを受けようとする者 1件につき2,200円</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）</p> <p>第11条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。<u>以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第4条の規定による認定を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表106の項の1の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(2) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表106の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(3) 法第8条第3項の規定による認定証の書換え</u></p> |

を受けようとする者 1件につき2,100円

(探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料)

第11条の2 探偵業の業務の適正化に関する法律

(平成18年法律第60号。以下この条において「法」という。)の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第4条第3項の規定により同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 1件につき3,600円

(2) 法第4条第3項の規定により同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表109の項の2の下欄に掲げる金額

(3) 法第4条第3項の規定により届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表109の項の3の下欄に掲げる金額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。